

訪問販売

新聞、電気、インターネット通信サービス、換気扇フィルターなど

新聞の訪問販売員から、「現在契約中の購読期間が終了する数年先から、うちの新聞を取って欲しい」と勧誘され、数年先からの長期購読の契約を行った。数年後、その新聞が配達されだしたが、入院することになり新聞販売店に解約を求めたところ、拒否されトラブルになるケース。

身体的な状況の変化や入院、引越し等により購読が難しくなることもあるので、長期間の契約や数年先から始まる契約は避けることが重要。また、景品にひかれて十分検討せずに契約しないことが重要。

SF(催眠)商法

健康食品、健康器具、ふとんなど

パンや日用品を低価格や無料で提供するというチラシで高齢者を集め、通ってくる高齢者に優しく声をかけ、楽しい雰囲気の中で健康の話などをしながら、次々と過量な健康食品や高額な健康器具を買わせる手口。

勧誘されても不要な商品の購入はきっぱり断わることが重要。

SF商法のほか、事業者が催す着物の展示会等に友人などに誘われ、勧められるままに次々と高額な着物やアクセサリなどを大量に購入させられる手口(展示会商法)にも、十分注意することが重要。

※SF商法や展示会商法は、高齢者本人が楽しみに通っている場合も多く、被害が見えにくいいため、家族や周りの方の「見守り」も大切になります。

点検商法

屋根工事、床下工事、浄水器、消火器など

屋根や床下などを無料又は低価格で点検するといって家庭を訪問し、「このままでは大事な家が壊れてしまう」などと不安をあおって、工事の内容の割に高額で、ときには必要のない工事の契約を結ばせる手口。

点検を名目にした訪問には十分注意し、その場で契約しないことが重要。



訪問購入

貴金属、アクセサリ

「着物でもなんでも高く買い取る」といって家庭を訪問し、「この着物は値段が付かない。貴金属はないか」といって強引に安く買い取られてしまう手口。



架空請求・不当請求

パソコンやスマートフォン、携帯電話によるワンクリック詐欺や出会い系サイト

アダルトサイトの広告や年齢確認ボタンをクリックしただけで、「登録完了」「入会金10万円」などと表示され、高額な利用料金を請求されるケースや、電子メールなどで全く身に覚えのないサイト利用料を請求されるケース。さらに延滞金の発生や債権回収業者の取り立て、裁判の準備をほのめかすなど、被害者を追いつめる手口もある。

通信販売(インターネットなど)

インターネットショッピング、テレビショッピング、カタログショッピング

インターネットショッピングを利用して、銀行振込で代金を支払ったのに商品が届かないため事業者の購入サイトに記載された連絡先に連絡したが、連絡がつかないケース。

インターネットショッピングにより商品を購入する場合は、販売事業者の名称・住所・電話番号や商品、契約条件(利用規約等)を十分確認し、注文画面を保存することが重要。また、支払方法が銀行振込しかないような場合は特に注意することが重要。

悪質な「お試し」商法

インターネットショッピング

スマホで動画を見ていたら、「簡単に痩せられる」「初回お試し500円!」という広告が現れ、1回だけのお試しのつもりで注文したが、実際には購入サイトに「2回目以降、5回の購入(通常価格)が条件」といった矛盾した定期購入の条件がわかりにくく表示されていて、数万円の代金を請求されるケース。

こうした広告は、人の心を引き付けるよう巧妙に作られているので、「お試し」の言葉に騙されないことが重要。

暮らしのレスキューサービスのトラブル

水回りの修理、トイレの詰まり解消、鍵の開錠など

トイレの詰まりや水漏れ等が発生し、あわてて「水回り修理 980円〜 安心価格」と書かれたインターネットやマグネット広告を見て、安価に修理ができと思って業者に来てもらったところ、「詰まりや水漏れが解消しない」と言って次々と作業が進められ、数十万円の高額な代金を請求されるケース。

インターネットやマグネット広告に書かれている料金は鵜呑み(うのみ)にしないことが重要。また、水漏れに備えて普段から自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておくことも重要。